

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	子ども子育て支給の認定、請求、審査、支払いに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東庄町は、保育料の賦課、決定、徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

東庄町長

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支給の認定、請求、審査、支払いに関する事務
②事務の概要	1. 支給認定事務:「保育の必要性」によって認定区分を判定し、認定証を利用者に交付 2. 利用調整:入所選考基準に基づいて、施設別、指数順、入所希望状況等の各種リスト作成 利用調整事務の支援 3. 請求審査支払:事業所からの請求に対して、審査、支払処理 4. 負担額徴収管理:住民から徴収する負担額の徴収管理 5. 交付金申請:支給実績等情報、給付台帳情報、給付費に係る台帳情報を国システムと連携
③システムの名称	子ども子育てシステム、共通宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て児童台帳情報ファイル、子ども子育て家族台帳情報ファイル、学童保育児童台帳情報ファイル、学童保育家族台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一の94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(116の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 庶務係 千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131 0478-86-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課 子育て支援係 千葉県香取郡東庄町石出2692番地4 0478-79-0792

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	健康福祉課長 石毛 克身	健康福祉課長 向後 喜一郎	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	健康福祉課長 向後 喜一郎	健康福祉課長 海上 孝	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の係数か	平成26年7月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の係数か	平成26年7月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月12日	公表日	平成29年1月4日	平成30年6月12日	事後	
平成30年6月12日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	健康福祉課長 海上 孝	健康福祉課長	事後	「評価実施機関における担当部署」の「所属長」欄への所属長氏名の記載廃止による
令和1年6月7日	公表日	平成30年6月12日	令和1年6月7日	事後	
令和1年6月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計算か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	IV リスク対策全件新規追加
令和1年6月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計算か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月7日	IV リスク対策	—	IV リスク対策の追加	事後	
令和4年3月4日	公表日	令和1年6月7日	令和4年3月4日	事後	
令和4年3月4日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月4日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠		番号法第19条第8号別表第二(116の項)	事後	
令和4年3月4日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉課 福祉係 千葉県香取郡東庄町石出2692番地4 0478-80-3300	健康福祉課 子育て支援係 千葉県香取郡東庄町石出2692番地4 0478-79-0792	事後	
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和4年1月1日	事後	
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和4年1月1日	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③ システムの名称	子ども子育てシステム、学童保育システム、共通宛名システム	子ども子育てシステム、共通宛名システム	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1,000人未満	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日	令和6年3月1日	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日	令和6年3月1日	事後	
令和6年4月1日	III しきい値判断結果 しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	事後	